



身体拘束廃止

社会福祉法人梅田福祉会

社会福祉法人梅田福祉会では、介護保険制度における介護保険指定基準の身体拘束禁止規定に基づき、利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の方法により利用者の行動の制限をいたしません。

但し、緊急やむを得ないと施設全体で判断する場合には、以下の手続きを経た上で身体拘束を実施します。

1 身体拘束廃止委員会の開催

(1) 以下の3つの要件をすべて満たす状態であることを「身体拘束廃止委員会」のチームで検討、確認する。

① 切迫性

利用者本人または他の利用者等の生命、または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

(2) 身体拘束廃止委員会にて慎重に検討した結果、3つの要件を満たした「やむを得ない場合」であることが判断された場合は、施設長指示に基づき、下記の手続きに移る。

2 利用者・家族への説明

(1) 家族または代理人等に連絡し、面接する。

(2) 「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」に基づいて、介護主任または看護職員及び生活相談員が詳細な説明を行う。

(3) 説明書の記入は介護主任又は看護職員とする。

(4) 家族または代理人等の十分な理解と同意を得る。

(5) 「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」に署名・捺印を求める。

3 介護記録への記載

(1) 実際に身体拘束を行う場合は、様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

4 身体拘束解除を目標に行う継続的なカンファレンス

(1) 身体的拘束、行動制限が行われている場合は、解除することを目標に、身体拘束廃止委員会において継続的なカンファレンスを行い、検討する。

社会福祉法人梅田福祉会
理事長 工藤 三夫